

令和 2 年度
企業再編促進支援事業「M & A マッチング支援」
～新型コロナウイルス感染症緊急対策～
【 募 集 要 項 】

○ 支援のご利用方法

① 申請前相談（事業承継・再生支援事業）のエントリー
令和2年10月下旬より令和3年2月中旬まで随時開催します。
以下の公社ホームページから申請前相談をお申込みください。
<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/saihen/index.html>

② 申請書（公社指定様式）の取得、作成、添付必要書類の準備
申請前相談にて、公社担当者より申請書（公社指定書式）を取得してください。申請書作成の上、登記簿謄本、納税証明書、確定申告書等の必要書類一式を準備してください。

③ 申請書類の提出（郵送のみ）

申請書類一式を、日本郵便の簡易書留等の記録が残る方法で、下記送付先に郵送してください。
※持参・宅配便・メール等による提出は受付できません。

○ 申請書類の受付期間

令和2年11月4日（水）～令和3年2月26日（金）必着
※ご提出の際には、不備・不足の無いよう十分お気を付けください。



公益財団法人

東京都中小企業振興公社

総合支援部 総合支援課 企業再編促進支援事業事務局

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-9

東京都産業労働局秋葉原庁舎5階



TEL : 03-3251-7885 E-Mail : k-saihen@tokyo-kosha.or.jp

【目次】

1	事業目的	3
2	支援内容	3
3	申請要件	5
4	申請にあたっての注意点.....	7
5	スケジュール.....	7
6	審査	9
7	申請書類の作成及び提出.....	10
8	支援開始後の注意事項.....	12
9	支援決定の取消し.....	12
	《申請者情報のお取り扱いについて》	13
	《企業再編促進支援事業 F A Q》	13
補足	日本産業標準分類.....	14

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響等により、事業譲渡等を検討している高い技術力や独自性等の強みを持つ都内中小企業を対象に、発展の見込める事業について事業内容の分析や譲渡可能な事業の切り出し等を行うとともに、国内の譲受企業とのマッチングを支援し、企業間の事業再編^{*}を促すことを目的とする。

※本事業において、企業間の事業再編とは、株式譲渡や事業譲渡等のM&Aによる事業の引継ぎを意味しています。

2 支援内容

公社が指定する民間仲介会社（株式会社日本M&Aセンター、株式会社バトンズ）のM&Aネットワーク（日本最大級）やM&Aマッチングサイト、専任アドバイザーによるサポート等を活用して、都内中小企業のM&Aマッチングを支援します。

支援対象となった事業者（以下「支援事業者」という。）は、原則として着手金などの費用負担をすることなくM&Aマッチング支援を受けることができます。

手厚いサポートを受けることが難しいと言われている比較的小規模の案件についても金銭的負担を最小限に抑えて事業の引継ぎを行うことができます。

特徴

- 着手に係る費用が無料（公社負担）
- 国内最大級のM&Aネットワークの活用が可能
- M&Aプラットフォームと有人サポート（専任アドバイザー）による支援
- スピーディーなマッチング（最短2か月）も可能
- 支援期間（アドバイザー契約期間）は支援決定日から最長1年間

（1） 支援対象者

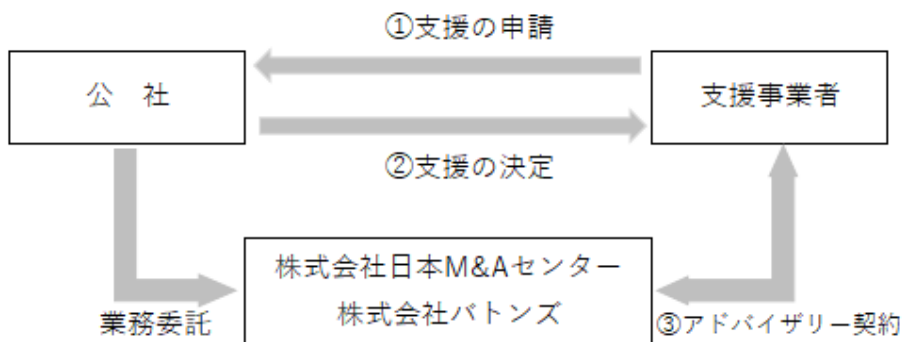
以下のア～ウのすべてを満たす方が支援対象者となり、申請することができます。

- ア 高い技術力等の強みを持つ都内中小企業者（会社及び個人事業主）の方
- イ 株式会社バトンズのM&Aマッチングサイトに登録して、その支援サービスを受けられる方
- ウ 申請前相談（事業承継・再生支援事業）を受けている方

(2) 支援スキーム

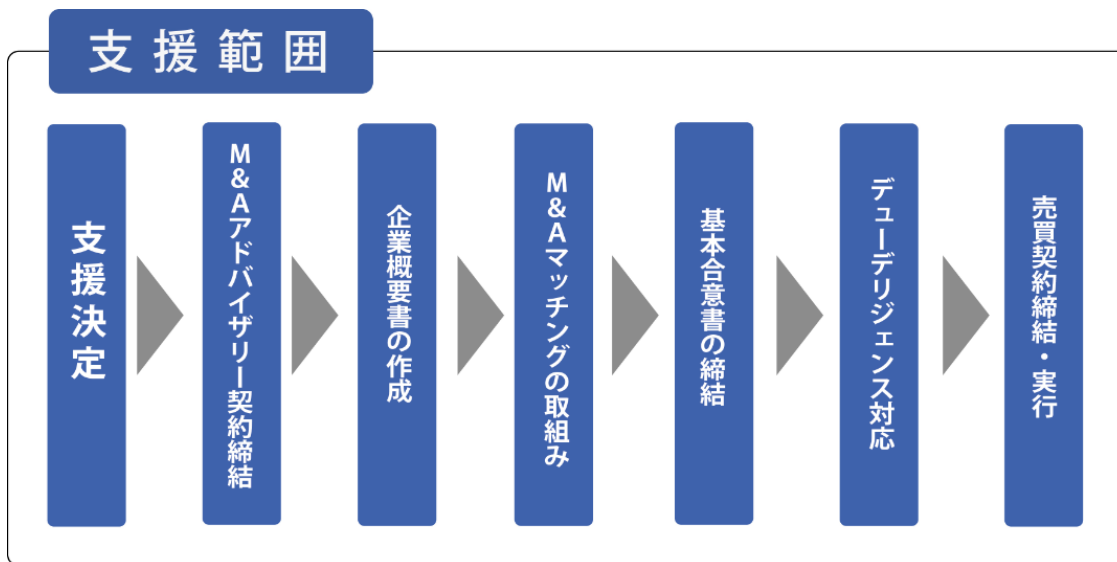
本事業の支援スキームは、まず支援対象者が所定の手続き（申請前相談、マッチングサイトへの掲載依頼）の後、公社に支援を申請します。次に公社の審査を経て、支援事業者に決定した後、公社の業務委託先とアドバイザリー契約を締結することで支援を受けることができます。

※アドバイザリー契約の締結先は、原則として株式会社バトンズとなります。



(3) 支援フロー

本事業は、バリュエーション（企業価値評価、事業価値評価）に基づく企業概要書の作成、譲受側の選定交渉であるM&Aマッチングの取組み、基本合意書の締結、譲渡側のデューデリジェンス対応、最終契約となる売買契約の締結、クロージング（実行）までの一貫通貫での支援となります。



※支援決定日は令和3年1月4日・3月1日・3月31日の3回を予定

3 申請要件

申請に当たって、**基準日時点**で次の(1)から(6)の要件を全て満たす必要があります。

※**基準日**：申請月の前月末日

(1) 次に該当する中小企業者(会社及び個人事業者)で、**大企業が実質的に経営に参画していないもの**

業 種	資本金及び常時使用する従業員
製造業、建設業、運輸業、その他業種	3億円以下 又は 300人以下
ゴム製品製造業の一部	3億円以下 又は 900人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
サービス業(下記以外)	5,000万円以下 又は 100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下 又は 300人以下
旅館業	5,000万円以下 又は 200人以下
小売業	5,000万円以下 又は 50人以下

※「大企業」とは、前記に該当する中小企業者以外の者(会社及び個人)で、事業を営む者をいう。ただし、次に該当するものは除く

- ・ 中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合

※「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう

- ・ 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
- ・ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
- ・ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- ・ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

(2) 次のア～イのすべてに該当するもの

ア 引き続き2年以上、都内で実質的に事業を行っているもので、過去2年間に休眠・休業期間がないこと。

※ 実質的に事業を行っていることについては、都内所在を証するために申請書に添付する登記簿謄本や個人事業の開業・廃業等届出書に記載された住所地において、単に建物があることだけでなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が行われていることをいい、申請書類、ホームページ、名刺、看板や表札、電話連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から公社理事長が総合的に判断する。

イ 税務署の受付印または電子申告の受信通知のある直近3期分の確定申告書の写し等を提出できること。

(ア) 法人の場合は、法人税申告書

(イ) 個人事業者の場合は、事業の収支内訳書又は青色申告決算書(貸借対照表を含む)

(3) 次のア～イのいずれかに該当するもの

- ア 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）により、都内所在等が確認できること。
- イ 個人事業者の場合は、都内税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印のあるもの）により、都内所在等が確認できること。

(4) 次のア～イのいずれかに該当するもの

- ア 法人の場合は、都税事務所発行の「法人事業税及び法人都民税の納税証明書」を提出できること。
- イ 個人事業者の場合は、次のいずれかに該当していること。
 - (ア) 事業税が課税対象の者は、都税事務所発行の「個人事業税の納税証明書」及び区市町村発行の「住民税納税証明書」を提出できること。
 - (イ) 事業税が非課税の者は、「所得税納税証明書（その1）（税務署発行）」及び「住民税納税証明書（区市町村発行）」を提出できること。

(5) 次のア～イのいずれにも該当する支援を行う場所を有していること。

- ア 自社の事業所、工場等であること。
- イ 原則として東京都内であること。

(6) 次のア～ケのすべてに該当するもの

- ア 同一内容で、公社・国・都道府県・区市町村等から支援を受けていないこと。
- イ 本支援事業への申請は、一事業者当たり一件であること。
- ウ 事業税等を滞納していないこと（都税事務所との協議のもと、分納している期間中も申請不可）。
- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地方税法第15条第1項に基づく都税の徴収猶予を受けている場合は、同法第15条の2の2に基づく「徴収猶予許可通知書」の写しを提出できること。
- エ 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- オ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- カ 事業活動に必要な許認可を取得しており、関係法令を遵守していること。
- キ 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博、金融・貸金業等、公社が支援を実施する対象として社会通念上適切ではないと判断するものでないこと。
- ク その他、公社が支援を実施する対象として適切でないと判断されるものではないこと。
- ケ 有効なM&Aアドバイザリー契約を結んでいないこと。また、申請から支援終了までの期間、本申請に基づく契約以外の契約を結ばないこと。

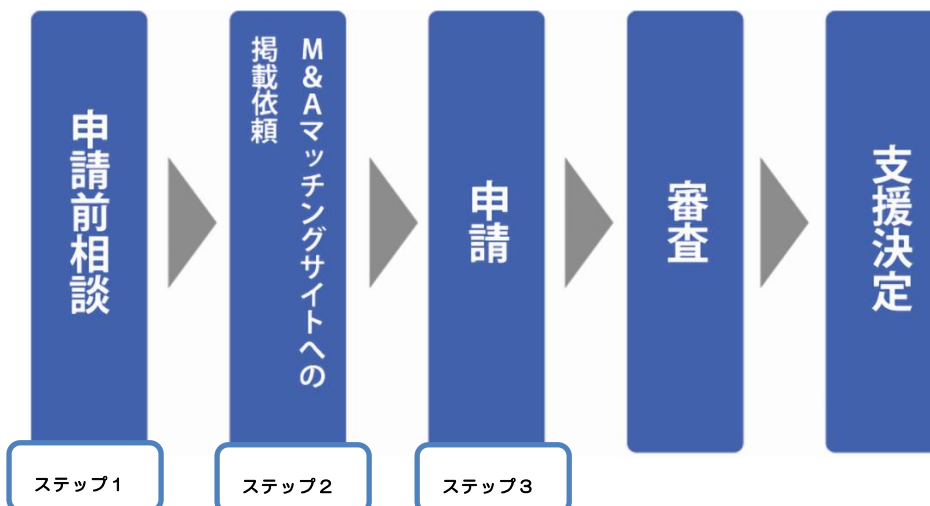
4 申請にあたっての注意点

申請にあたっては、下記（１）～（６）の注意点をご承知の上でお申込みください。

- （１） 株式会社バトonzのM&Aマッチングサイト、株式会社日本M&AセンターのM&Aネットワークを利用して国内の譲受（買い手）事業者に対して株式譲渡、事業譲渡等を進めて頂きます。
- （２） 支援期間中は、公社が指定する民間仲介会社（原則として株式会社バトonz）と指定の書式*でアドバイザリー契約（専任媒介契約）を取り交わして頂きます。
※指定書式のアドバイザリー契約書の内容については申請前相談でご案内します。
- （３） 売買契約成立に伴い発生する経費*及び支援の過程で生じる個別の事情による経費（不動産鑑定士への委託費等）については自己負担となります。
※売買契約成立に伴い発生する経費については申請前相談でご案内します。
- （４） 相手先候補の選定は行いますが、支援事業者の希望する相手先が見つからない場合があります。その場合でも支援を受けることができるのは、支援期間の最終日までとなります。
- （５） ご提出頂きました申請書及び申請に必要な書類の全部または一部の情報を業務委託先である株式会社日本M&Aセンター及び株式会社バトonzと共有いたします。また、支援期間中、本支援に係る申請者情報を業務委託先と公社で共有します。
- （６） M&A等の成否を含め、本事業において最終的判断、行動などは自己責任において行ってください。公社が責任を負うものではありません。

5 スケジュール

申請書及び申請に必要な書類に基づいて、審査（書面審査による審査会）を行い、支援事業者を決定します。



	申請前相談 (必須)	申請書類提出締切日 (必着)	支援決定日 (予定)
第1回募集	ホームページ上に日程表を	令和2年11月30日(月)	令和3年1月4日(月)
第2回募集	掲載 ※毎月初旬に翌月の	令和3年1月29日(金)	令和3年3月1日(月)
第3回募集	実施日程を公開	令和3年2月26日(金)	令和3年3月31日(水)

ステップ 1 必須【申請前相談（事業承継・再生支援事業）】

令和2年10月下旬より令和3年2月中旬まで随時実施します。公社ホームページよりご都合のつく日時にエントリーしてください。

なお、実施日程につきましてはホームページに日程表※を掲載しております。

※毎月初旬に翌月の実施日程を公開します。

(1) 申請前相談で必要となる書類はア・イの2点となります。当日は必ずご持参ください。

ア 会社概要

イ 直近2期分の決算書（貸借対照表・損益計算書）

なお、申請前相談エントリーの際に、申請前相談で必要となる書類のデータを添付して頂きますと当日の持参は不要となります。



エントリー ➡ <https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/saihen/index.html>

◆ 申請前相談の実施場所

公益財団法人東京都中小企業振興公社
総合支援課
事業承継・再生支援事業事務局
〒101-0025
東京都千代田区神田佐久間町1-9
東京都産業労働局秋葉原庁舎5階
TEL：03-3251-7885
E-Mail：k-saihen@tokyo-kosha.or.jp

ステップ 2 必須【株式会社バトonzのM&Aマッチングサイトへの掲載依頼】

申請前相談を実施後、速やかに所定の書式「バトonz掲載依頼書」をご提出ください。
申請書到着までにご依頼頂けない場合、支援事業者とはなりませんのでご注意ください。
支援事業者として決定した後、バトonzに掲載されます。



株式会社バトonzのホームページ <https://batonz.jp>

ステップ 3 【申請書・必要書類の提出】

令和2年11月4日（水）から令和3年2月26日（金）*までに不備・不足の無いよう十分お気を付けて郵送で提出してください。不備・不足のある場合、審査に影響がでる場合がございますのでご注意ください。

※各募集回において、申請書提出締切日必着となります。

申請書類一式を、日本郵便の簡易書留等の記録が残る方法で、下記送付先に郵送してください。持参・宅配便・メール等による提出は受付できません。

◆ 申請書類の送付先

公益財団法人東京都中小企業振興公社

総合支援課 企業再編促進支援事業事務局

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎5階

TEL：03-3251-7885

6 審査

(1) 審査方法

申請書・必要書類に基づき、審査会において**審査**（資格審査及び内容審査）を行い、支援事業者を決定します。

(2) 審査の視点

ア 資格審査

定める申請要件に合致しているか

イ 内容審査

(ア) 妥当性：事業や製品・サービスについての技術力や独自性の評価

(イ) 実現性：財務状況を含めたM&A成立の実現性の評価

(ウ) 必要性：事業目的との適合性、その他地域の需要および雇用の維持・創出等支援の必要性についての評価

(3) 審査結果及び支援決定

- ア 審査結果は、書面にてお知らせします。
- イ 審査は非公開で行われ、審査の経過・結果に関するお問い合わせにはお答え致しかねますので、予めご了承ください。
- ウ 支援決定に当たって、必要に応じて条件を付す場合があります。
- エ 支援の決定は、支援決定通知書をもって通知します。

7 申請書類の作成及び提出

(1) 申請書の入手方法

申請書類は、申請前相談で公社担当者よりご案内させていただきます。

(2) 申請書類の作成及び提出における主な留意事項

- ア 申請書類提出後の加筆、修正等はできません。
- イ 提出された申請書類は返却しません。必要に応じて、公社から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。
- ウ 申請書類の作成及び提出等、応募に係る経費は、申請者の負担となります。

(3) 申請に必要な書類

申請にあたり、注意事項（下記※印）を必読の上、提出をお願いします。ご提出いただいた書類は、採択の可否に関わらず返却しませんのでご了承ください

※ ステープル留めやファイリングをせずに、クリップ留めで提出してください。また、用紙サイズはA4版の片面印刷（確定申告書の写しは両面印刷可）としてください。

※ 審査にあたり白黒でコピーを取りますので、資料については白黒でも判別できるものとしてください。

※ 申請書については実印を捺印した原本（正）1部とそのコピー（写）2部を郵送してください。

NO	必 要 書 類	必 要 部 数	チェ ック 欄
1	○確認書兼承諾書（指定様式）	原 1 部	
2	○申請書（指定様式）	原 1 部 写 2 部	
3	○事業引継ぎに関する業務委託 申込書（指定様式） ※ 事業及び委託者欄に記入し、実印を捺印 ※ 日付は確認書承諾書に記入する日と同日	原 2 部	
4	○商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（原本） ※ 発行後 3 ヶ月以内のもの ※ 個人事業者の場合は、開業届の写し	原 1 部 写 1 部	
5	○直近の事業税等の納税証明書（原本） （1）法人の場合 直近の「法人事業税及び法人住民税の納税証明書（都税事務所発行）」 （2）個人事業者の場合 ア 事業税が課税対象の方 直近の「個人事業税の納税証明書（都税事務所発行）」及び 「住民税納税証明書（区市町村発行）」 イ 事業税が非課税の方 「所得税納税証明書（その1）（税務署発行）」及び「住民税納 税証明書（区市町村発行）」 ※ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地方税法第15条第1項 に基づく都税の徴収猶予を受けている場合は、同法第15条の2の2に 基づく「徴収猶予許可通知書」の写し	原 1 部	
6	○確定申告書の写し ※ 税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるもの （1）法人の場合 税務署へ提出した直近3期分の確定申告書全ての写し （別表一～十六、決算報告書、法人事業概況説明書、科目内訳 書など全て） （2）個人事業者の場合 税務署へ提出した直近3期分の確定申告書 （収支内訳書又は青色申告決算書（貸借対照表を含む））	写各期 2 部	
7	○定款の写し ※ 記載内容が現状と異なる場合は、株主総会の議事録など変更が確 認できる書類を添付してください。	写 2 部	
8	○社歴（経歴）書〔会社概要（パンフレット）でも可〕	2 部	
9	○返信用封筒 ※ 長形3号、宛名記入、 <u>切手不要</u>	1 通	

※原…原本／写…コピー

8 支援開始後の注意事項

(1) 申請の取下げ及び事情変更による支援決定の取り消し

ア 支援事業者が支援決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、支援の申請を取り下げようとするときは、支援決定通知書を受領した日から14日以内に辞退を届け出てください。また、支援の決定前に申請を取り下げる場合も同様です。

イ 公社は支援の決定の後において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、支援の決定を取り消し、または変更する場合があります。

(2) 内容の変更、支援の中止

申請書に記載された内容を変更または、支援を中止するときは、事前に公社の承認が必要になります。

(3) 実績報告書の提出

支援期間が終了したときは、速やかに実績報告書を提出する必要があります。

(4) 義務の承継

支援事業者が支援及びその成果に基づく事業の運営を新たに設立する会社や事業を譲受する会社等に承継させる場合において、支援決定に定める義務等は承継後の会社等に適用します。

(5) 公社職員による調査

支援の実施状況について、支援開始日より支援終了日の属する年度の翌年度まで、立入り調査を行い、報告を求めることがあります。

(6) 支援事業の公表と成果の発表

支援事業者の名称・代表者名・成果を公表する場合があります。

また、支援事業者に、公社から発表を求める場合があります。

9 支援決定の取消し

支援事業者、及びその関係者が、次のいずれかに該当した場合は、支援決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。

(1) 支援決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき。

(2) 偽り、隠匿その他不正の手段により支援決定を受けたとき又は受けようとしたとき。

(3) 都内で実質的に事業を行っている実態がないと認められるとき。

(4) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者であると判明したとき。

- (5) 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- (6) 支援決定の内容又はこれに付した条件、支援決定に基づく命令その他関係法令に違反したとき。
- (7) その他、公社が支援を実施することを不適切と判断したとき。

《申請者情報のお取り扱いについて》

1 利用目的

- (1) 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。
- (2) 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
※上記(2)を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

2 第三者への提供（業務委託先以外への提供は原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。）

- (1) 目的
 - ア 当会社からの行政機関への事業報告
 - イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等

(2) 項目

氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容

(3) 手段

電子データ、プリントアウトした用紙

※上記(1)目的のイを辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

◆ 個人情報「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。

当要綱は、(公財)東京都中小企業振興公社ホームページ(<http://www.tokyo-kosha.or.jp>)より閲覧及びダウンロードすることができますので併せてご参照ください。

《企業再編促進支援事業 F A Q》

下記ホームページをご覧ください。



<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/saihen/index.html>

補足 日本産業標準分類

A	農業、林業	01	農業		
		02	林業		
B	漁業	03	漁業		
		04	水産養殖業		
C	鉱業、採石業、砂利採取業	05	鉱業、採石業、砂利採取業		
D	建設業	06	総合工事業		
		07	職別工事業（設備工事業を除く）		
		08	設備工事業		
E	製造業	09	食料品製造業		
		10	飲料・たばこ・飼料製造業		
		11	繊維工業		
		12	木材・木製品製造業（家具を除く）		
		13	家具・装備品製造業		
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業		
		15	印刷・同関連業		
		16	化学工業		
		17	石油製品・石炭製品製造業		
		18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）		
		19	ゴム製品製造業		
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業		
		21	窯業・土石製品製造業		
		22	鉄鋼業		
		23	非鉄金属製造業		
		24	金属製品製造業		
		25	はん用機械器具製造業		
		26	生産用機械器具製造業		
		27	業務用機械器具製造業		
		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業		
		29	電気機械器具製造業		
		30	情報通信機械器具製造業		
		31	輸送用機械器具製造業		
		32	その他の製造業		
		F	電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業
				34	ガス業
				35	熱供給業
36	水道業				
G	情報通信業	37	通信業		
		38	放送業		
		39	情報サービス業		
		40	インターネット附随サービス業		
		41	映像・音声・文字情報制作業		
		410	管理・補助的経済活動を行う事業		
		411	映像情報制作・配給業		
		412	音声情報制作業		
		413	新聞業		
		414	出版業		
		415	広告制作業		
416	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業				
H	運輸業、郵便業	42	鉄道業		
		43	道路旅客運送業		
		44	道路貨物運送業		
		45	水運業		
		46	航空運輸業		
		47	倉庫業		
		48	運輸に附帯するサービス業		
		49	郵便業（信書便事業を除く）		
I	卸売業、小売業	50	各種商品卸売業		
		51	繊維・衣服等卸売業		
		52	飲食物品卸売業		
		53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業		
		54	機械器具卸売業		
		55	その他の卸売業		
		56	各種商品小売業		
		57	織物・衣服・身の回り品小売業		
		58	飲食物品小売業		
		59	機械器具小売業		
		60	その他の小売業		
		61	無店舗小売業		
		J	金融業、保険業	62	銀行業

K	不動産業、物品賃貸業	63	協同組織金融業
		64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
		65	金融商品取引業、商品先物取引業
		66	補助的金融業等
		67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
		68	不動産取引業
		69	不動産賃貸業・管理業
		690	管理・補助的経済活動を行う事業
		691	不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）
		692	貸家業、貸間業
L	学術研究、専門・技術サービス業	693	駐車場業
		694	不動産管理業
		70	物品賃貸業
		71	学術・開発研究機関
M	宿泊業、飲食サービス業	72	専門サービス業（他に分類されないもの）
		73	広告業
		74	技術サービス業（他に分類されないもの）
N	生活関連サービス業、娯楽業	75	宿泊業
		76	飲食店
		77	持ち帰り・配達飲食サービス業
O	教育、学習支援業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
		79	その他の生活関連サービス業
P	医療、福祉	80	娯楽業
		81	学校教育
Q	複合サービス事業	82	その他の教育、学習支援業
		83	医療業
		84	保険衛生
R	サービス業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
		86	郵便局
		87	協同組合（他に分類されないもの）
		88	廃棄物処理業
		89	自動車整備業
S	公務（他に分類されるものを除く）	90	機械等修理業（別掲を除く）
		91	職業紹介・労働者派遣業
		92	その他の事業サービス業
		93	政治・経済・文化団体
		94	宗教
		95	その他のサービス業
		96	外国公務
		97	国家公務
		98	地方公務
		99	分類不能の産業
T	分類不能の産業	99	分類不能の産業

※申請書「1.申請者の概要」において業種をご記載いただくときは、日本標準産業分類の最新の分類をご確認の上、ご記載ください。なお、「自社が何分類に該当するか」というお問い合わせには応じられません。分類を確認できる下記ホームページ等を参照しながら、必ず申請者自身でご確認くださいようお願い申し上げます。

(<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>)

※また、下記「分類に関するQ&A」には、複数事業を行っている場合の考えなどが掲載されていますので、ご不明点がある方はご参照ください。

(http://www.soumu.go.jp/main_content/000317696.pdf)

業 種	資本金及び常用従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他の業種 ※1	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業 ※1	5,000万円以下又は100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下又は50人以下